建築工事(改修) 特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　[第１分団基幹施設]

2 工事場所　長野県 箕輪町

3 用途地域等　都市計画区域（⊙内　・外）　用途地域（　無指定　）
防火地域等（・防火　・準防火　⊙指定なし　・２２条）
その他の地域・地区（　）

4 主要用途　消防屯所

5 敷地面積　５４３．４２　㎡

6 工事の概要

7 別途工事

8 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の◯印のもので構成する。
・構造特記仕様書　・外構工事特記仕様書　・植栽工事特記仕様書　・解体工事特記仕様書
⊙電気設備工事特記仕様書　⊙機械設備工事特記仕様書

Ⅱ 建築改修工事仕様

1 共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成１６年版）及び公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成１６年版）による。

2 特記仕様
1）項目は、番号に◯印のついたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と(※)印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の<　>及び(　)内の表示番号は、それぞれ建築改修工事共通仕様書及び建築工事共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項

1 改修一般共通事項

① 適用基準等
⊙ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成１３年版）
⊙ ＊＊＊建築工事写真撮影要領（＊＊＊＊＊＊制定　平成＊＊年版）
・ ＊＊＊建設工事元請・下請関係適正化要綱（平成＊＊年＊＊月＊＊日＊＊＊通知）

2．工事実績情報の登録
※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合）　・ 適用しない　<1.1.4>

③ 施工体制
下請契約の総額が4,500万円を超える場合は，施工体制台帳及び施工体系図を提出する。　<1.1.5>

④ 発生材の処理等
・引渡しを要するもの（ 打ち合わせによる　）　<1.3.8>
・特別管理産業廃棄物（　）
　受入れ施設名・所在地(㎞)
・再生資源化を図るもの

種類	受入れ施設名	所在地 (Km)
・ ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊		
・ 廃プラスチック		
・ 建設発生木材		
・ ガラス、陶器くず		

・現場において再利用を図るもの（　）
・その他の廃棄物（安定型）（　）
　受入れ施設名・所在地(㎞)
・その他の廃棄物（管理型）（　）
　受入れ施設名・所在地(㎞)

※再生資源利用計画等の提出
次のものの利用及び処理を行う場合は，＊＊＊建設副産物処理設計積算要領（平成＊＊年＊＊月＊＊日付）に基づき，再生資源の利用計画等を施工計画書に含め監督職員に提出し，また，工事完了時に建設副産物の処理結果報告書を監督職員に提出する。
工事現場に搬入するもの　土砂，砕石，加熱アスファルト混合物
工事施工により発生するもの　建設副産物

建設リサイクル法
⊙ 対象工事　落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提出するものとする。
また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。
・ 対象外工事

5．電気保安技術者
・ 適用する　※ 適用しない　<1.3.3>

⑥ 施工条件
関連工事による施工時期の調整　⊙ 有（内容：別途 解体工事　）・ 無　<1.1.7>
施工時期・時間の制限　※ 指定しない　<1.3.5>
部位別施工順序　※ 指定しない　・ 図示による
工事用車両の駐車場所　⊙ 有 ~~(図示)~~　・ 無
資機材置場所　⊙ 有 ~~(図示)~~　・ 無
関係機関等との協議の未成立事項　⊙ 有（内容：別途 解体工事　）・ 無
関係機関等との協議結果・特定条件の付加　・ 有（内容：　）・ 無

⑦ 公害対策
・公害防止（騒音，振動，水質等）の施工方法，機械施設，作業時間等の制限についての施工条件（内容：　）　<1.3.7>

※建設機械の排出ガス対策
次の建設機械（ディーゼルエンジン（出力7.5kw～260kw）を搭載したものに限る。）は，排出ガス対策型を使用する。なお，施工実施にあたり，排出ガス対策型を使用しない場合は，変更契約の対象とする。
バックホウ，車輪式トラクタショベル，ブルドーザ，可搬式発動発電機，可搬式空気圧縮機，油圧ユニット（基礎工事用で独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載したもの），ローラ（ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ），ホイールクレーン

⑧ 安全対策
交通安全施設等の指定　・ 有（図示）　※ 無　<1.3.7>
占用埋設物との近接工事による施工方法，作業時間の制限
・ 有（内容：　）　※ 無
安全訓練等の実施　※ 実施する　・ 実施しない
工事着手後，原則として作業員全員参加により，月当たり半日以上の時間を割り当て安全訓練等を実施する。

9．環境対策
・ ＩＳＯ１４００１対象工事
施工計画書中の環境対策の項目に環境配慮計画書を記載し，現場においては特に環境に配慮する。
・ 対象外工事

10．工事現場のｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ
・ 行う（内容：　）　・ 行わない　<1.3.7>

⑪ 事故報告　<1.3.10>
工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。

⑫ 建築材料等　<1.4.1>
※ 本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は，設計図書に規定するもの又は，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。
・ 本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等（VVOC,VOC等）の放散しないもの又は放散量の少ないものの使用に努める。

⊙ ホルムアルデヒド仕様
使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
普通合板，複合フローリング等：日本農林規格(JAS) F☆☆☆☆
パーティクルボード，ＭＤＦ(中質繊維板)：日本工業規格(JIS) F☆☆☆☆
クロス類：壁装材料協会規格(ISM)適合品又は同等品
内装工事に使用する塗料及び接着剤：化学物質等製品安全データシート(MSDS)等にホルマリン不使用が明示されたもの

・ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定
測定は，測定する者及び使用する測定機 器等の測定仕様等に定めるものの他，以下のとおりとする。
測定対象物質：※ホルムアルデヒド（濃度指針値0.08ppm）
※トルエン（濃度指針値0.07ppm）
※キシレン（濃度指針値0.20ppm）
・ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ（濃度指針値0.04ppm）

測定する室等：（　）

採取方法：３０分間換気後、対象室内を５時間以上密閉した後、吸引方式では３０分間、拡散方式では８時間以上採取する。

測定方法　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ：DNPH-HPLC法等の精密測定法又は同等の精密法として監督職員の承諾を受けた方法
ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ：固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の３種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー－質量分析法

測定結果等報告書の提出：測定後は，厚生労働省が定める濃度指針値以下であることを確認し、気温・湿度（室外・室内），天候，風の状況，日射進入状況，測定月日・時間，窓の開閉状況，機械換気量，工事完成時から測定日までの日数，測定濃度，測定方法及び使用した測定機器を明示した報告書を１部提出する。

測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引き渡しを受けない。

13．特別な材料の工法
建築改修工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

14．施工調査
施工数量調査　<1.5.2>

調査項目	調査範囲	調査方法	成果品

・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。　<1.5.3>

15．技能士
・下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。　<1.6.2>
※下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。
・技能士を適用しないとした職種でも、１級、２級又は単一級技能士の配置に努めること。

適用工事種別	適用技能検定職種（作業）
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）のすべて
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業
外壁改修工事	・左官　・タイル張り　・建築塗装作業　・樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	・ビル用サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　・タイル張り　・左官 ・表装（壁装作業）　・建築大工　・畳製作
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工（鉄筋（加工）組立作業）　・型枠施工
ﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・とび　・ブロック建築　・エーエルシーパネル施工
石工事	・石材施工（石張り作業）
植栽工事	・造園

⑯ 工事経過記録の報告
工事経過報告書を、毎月１回監督職員に提出する。
内容：日誌，天候，工事進捗状況，工事進捗状況写真，その他監督職員の指示する事項

⑰ 完成図等
営繕工事完成引渡要領（＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊）により作成する。
(※) 完成原図　１部
※ マイクロフィルム（県指定様式）　１部
(※) 青焼２つ折製本　２部
(※) 青焼Ａ４版折製本（黒表紙金文字入）　１部
⊙ 青焼縮小（Ａ３版）２つ折製本　２部
※ 完成図面電子データＴＩＦＦ形式　解像度200DPI程度　ＣＤ　１枚

⑱ 完成写真
⊙ 作成する
建築工事写真撮影要領により，次のものを原版（ネガ等）とともに監督職員に提出する。

分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式
※ カラー ・ 白黒	※ L ・ 2L ・ 六切り	※ ＊＊＊写真撮影要領の完成写真程度 箇所　枚	※ １部 部	※工事用アルバムA4版ポケット式程度 ・フリーアルバム（台紙寸法323×270程度） ・スライド用マウント仕上げ（ケースに収納）

・ 作成しない

⑲ 設備工事との取合い
施工範囲　各工事の区分表による。
施工図　設備機器の位置，取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

⑳ 火災保険等
工事目的物及び工事材料等について，次により保険に付す。
保険の種類　・ 火災保険　※ 建設工事保険
保険期間　※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで

21．公共事業労務費調査に対する協力
本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合，調査票等に必要事項を正確に記入し監督職員に提出する等、必要な協力を行う。また，本工事の工期経過後においても同様とする。
調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力する。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておく。
本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記同様の義務を負う旨定める。

㉒ 不法無線局の排除
請負者は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。

23．建築基準法による風圧力等の指定　<3.5.4><3.9.3>

適用工事	建築基準法の指定
・合成高分子系ルーフィングシート防水 ・アルミニウム製笠木	風速（V０）※３０ 地表面粗度区分　・Ⅱ　・Ⅲ 多雪区域の指定　・有　・無

2 仮設工事

1．仮囲い
・ 設ける（位置，延長等は図示）　⊙ 設けない
・ 万能鋼板（H＝　）　・ 波形鉄板（H＝　）
・ 単管シート（H＝1800　）
・ シートゲート（H＝　，W＝　）×　箇所

2．交通誘導員
・ 配置する（　2ヶ月×　2人）　・ 配置しない

③ 工事表示板
※ 営繕工事における工事及びコスト表示要領（＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊）により設置する。　設置枚数　１枚

④ 足場その他
内部足場　※ 脚立，足場板等　<2.2.1>
外部足場　※ A種　・ B種　・ C種　・ D種　<表2.2.1>
防護シート　※ 設ける　・ 設けない
材料の運搬　・ A種　・ B種　・ C種　※ D種　・ E種　<表2.2.2>
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）により、設置については「手すり先行工法による足場設置基準」（ガイドライン別紙）による「働きやすい安心感のある足場」とすること。
なお、改善措置機材による場合は、手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するように努めること。

5．養生
家具等の移動
・ 行う（図示）　※ 行わない　<2.3.1>
既存ブラインド，カーテンの等養生及び保管　・ 行う　・ 行わない
養生の方法
保管場所

6．仮設間仕切り壁
・ 設ける（図示）　・ A種　・ B種　※ C種　<2.3.2><表2.3.1>
※ 設けない

⑦ 監督職員事務所
(※) 設けない　（請負者事務所内に打合わせ室を確保する）
・ 設ける　<2.4.1>
・ 既存建物内の一部を使用する。
・ 構内に新設する。（規模　㎡程度）
・ 備え付ける備品（　）

⑧ 工事用水及び電力
工事用水　構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
工事用電力　構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

9．工事用通路
※ 指定しない　・ 指定する（図示）

3 防水改修工事

1．アスファルト防水
改修工法の種別　<3.1.4><3.3.3><表3.1.1><表3.3.3～10>

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所

アスファルトの種類　※ ４種　<3.2.2>
工事完了後，監督職員指示の場所に施工標識を取り付ける。
・ 脱気装置　種類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型　<3.3.3>
施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

2．伸縮調整目地
※ 成型伸縮目地（天端　ＥＰＴゴム，サイド　ブチルゴム製）　<3.3.5>

3．改質アスファルトシート防水
改修工法の種別　<3.1.4><3.4.3><表3.1.1><表3.4.1～2>

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
			※ カラー
			・ シルバー

工事完了後、監督職員指示の場所に施工標識を取り付ける。
・ 脱気装置　種類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型　<3.4.3>
施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

4．合成高分子系ルーフィングシート防水
改修工法の種別　<3.1.4><3.5.3><表3.1.1><表3.5.1>

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
・ S－F1			※ カラー
			・ シルバー

・ 脱気装置　種類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型　<3.5.3>
施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

5．塗膜防水
改修工法の種別　<3.1.4><3.6.3><表3.1.1><表3.6.1>

新規防水層の種別	改修工法の種類	施工箇所	仕上塗料
			※ カラー
			・ シルバー

・ 脱気装置　種類　・ 平面部脱気型　・ 立ち上がり部脱気型　<3.6.3>
施工業者　防水層製品の製造所又はその指定業者とする。

⑥ シーリング材料の種別及び施工箇所
※ 被着体に応じたものとし、改修共仕表３．７．１を標準とする。　<3.7.2><表3.7.1>
・ 改修標仕表３．７．１によらない箇所及びシーリング材料

改修共仕表３．７．１によらない箇所	シーリング材料

7．シーリング改修工法
改修工法の種別　<3.1.4><表3.1.2>

改修工法の種類	施工箇所
・ シーリング充てん工法	
・ シーリング再充てん工法	
・ 拡幅シーリング充てん工法	
・ ブリッジ工法（　）	

8．とい　<3.8.2><表3.8.1>

材種	防露
※ 配管用鋼管	※ 改修共仕表３．８．４～５により行う　・ 行わない
・ 硬質塩化ビニル管	

特記無き限り既存のとい受け金物を使用する。

9．ルーフドレイン

10．アルミニウム製笠木
部材の種類　<3.9.2><表3.9.1>
・ 押出　２５０形　・ 押出　３００形　・ 押出　３５０形
・ 板材折曲げ形
表面処理　※ Ａ－１種又はＢ－１種　・ Ａ－２種又はＢ－２種　<3.9.2><表5.2.2>

11．防水保証
・ アスファルト防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は，引渡しの日から10年間とし，施工業者との連名の保証書を提出する。

4 外壁改修工事

1．ひび割れ部改修

・ コンクリート打放し仕上げ

工法	材料	ひびわれ割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	０．２未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
※ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
	・ シーリング材ＰＵ－２ ・ 可とう性エポキシ樹脂	１．０～１．５未満	
		１．５～２．０未満	
		～　未満	

・ モルタル塗り仕上げ

工法	材料	ひびわれ割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	０．２未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
※ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充てん工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
	・ シーリング材ＰＵ－２ ・ 可とう性エポキシ樹脂	１．０～１．５未満	
		１．５～２．０未満	
		～　未満	

・ タイル張り仕上げ

工法	材料	ひびわれ割れの幅(㎜)	延べ長さ(m)
※ シール工法	※ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	０．２未満	
※ 樹脂注入工法	※ 硬質形エポキシ樹脂 ・ 軟質形エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
※ タイル張り除去後 ・ Uカットシール材充てん工法 ・ 樹脂注入工法の上 ・ 樹脂注入工法の上タイル張替え工法	※ 可とう性エポキシ樹脂	０．２～０．３未満	
		０．３～０．５未満	
		０．５～１．０未満	
	・ シーリング材ＰＵ－２ ・ 可とう性エポキシ樹脂	１．０～１．５未満	
		１．５～２．０未満	
		～　未満	
・ タイル部分張替え工法	・ ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ ・ エポキシ樹脂		
・ 目地ひび割れ改修工法	※ 既製調合目地材		

樹脂注入工法　<4.3.4(c)>

ひび割れの幅（㎜）	０．２～０．３未満	０．３～０．５未満	０．５～１．０以下
注入孔の間隔（㎜）	２００程度	３００程度	３００程度
注入量（cc/m）			

コアの抜取り検査　・ 行う　※ 行わない　<4.3.4(f)>

2．欠損部改修

・ コンクリート打放し仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	エポキシ樹脂モルタル	２０～３０未満	
		３０～４０未満	
	ポリマーセメントモルタル	５～１０未満	
		１０～１５未満	
		１５～２０未満	

・ モルタル塗り仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ 充てん工法	エポキシ樹脂モルタル	２０～３０未満	
		３０～４０未満	
	ポリマーセメントモルタル	５～１０未満	
		１０～１５未満	
		１５～２０未満	
・ モルタル塗替え工法	・改修共仕表４．４．１による	２０程度	
		ﾗｽ下地２５程度	
	・ポリマーセメントモルタル		

・ タイル張り仕上げ

工法	材料	平均深さ(㎜)	延べ面積(㎡)
※ ﾀｲﾙ部分張替え工法	エポキシ樹脂モルタル	２０～３０未満	
		３０～４０未満	
	ポリマーセメントモルタル	１０～１５未満	
		１５～２０未満	
		～	
・ タイル張替え工法			

3．浮き部改修

・ モルタル塗り仕上げ　<4.1.4>

工法	１箇所の面積(㎡)	浮き代(㎜)	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ(本/㎡) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ(本/㎡) 指定部	注入口(箇/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 指定部	延べ面積(㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 指定部
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25 未満		※ 16	※ 25	ーー	ーー		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25 以上	1.0 以下	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20		
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25 以上	1.0を越える	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20		
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25 未満		※ 9	※ 16	ーー	ーー		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25 以上	1.0 以下	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16		
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25 以上	1.0を越える	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16		
・充てん工法	0.25 未満							
・モルタル塗替え工法								

・ タイル張り仕上げ　<4.1.4>

工法	１箇所の面積(㎡)	浮き代(㎜)	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ(本/㎡) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ(本/㎡) 指定部	注入口(箇/㎡) 一般部	注入口(箇/㎡) 指定部	延べ面積(㎡) 一般部	延べ面積(㎡) 指定部
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25 未満		※ 16	※ 25	ーー	ーー		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25 以上	1.0 以下	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20		
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	0.25 以上	1.0を越える	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20		
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	0.25 未満		※ 9	※ 16	ーー	ーー		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25 以上	1.0 以下	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16		
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	0.25 以上	1.0を越える	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16		
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入ﾀｲﾙ固定工法								
・タイル部分張替え工法	0.25 未満							
・タイル張替え工法								

アンカーピンの材質
※ 改修標仕４．２．２（ｅ）による。
アンカーピン固定用エポキシ樹脂
※ ＪＩＳ　Ａ６０２４による硬質・高粘度形
注入用エポキシ樹脂
※ 改修標仕４．２．２（ａ）による。

4．タイル張り
タイルの種類　<6.16.3>

施工箇所	形状寸法(㎜)	きじ 磁器	きじ 陶器	きじ せっ器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 有	役物 無	色 標準	色 注文	再生材利用タイル	備考

タイル張替え工法のタイル張り工法は、改修標仕表４．５．３により、小口タイル以上二丁掛け以下は密着張りとする。

5．塗り仕上げ外壁　<4.1.4(d)><4.2.2(j)><表4.2.3～4>

規格	種類（呼び名）	仕上げ	工法	上塗り材
・ 複層仕上げ塗材	・ 複層塗材ＣＥ ・ 複層塗材Ｅ ・ 複層塗材ＲＳ ・ 複層塗材ＲＥ ・ 複層塗材Ｓｉ ・ 外装薄塗材Ｅ	・ ゆず肌 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 ・ 砂壁場	※ 吹付け ・ ローラー	材料 ※ 水系アクリル(艶あり) ・ アクリル系 ・ ウレタン系 色彩 ・ 光沢(※１色　・２色) ・ メタリック

6．壁仕上げ既存塗膜等の除去及び下地処理　<4.6.3>

塗膜の劣化部の除去工法	処理範囲
※ サンダー工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法	※ 既存仕上面全体

5 建具改修工事

1．改修工法
・ かぶせ工法　・ 撤去工法　<5.1.3>
新規建具周囲の補修方法及び範囲は図示による。

② アルミニウム製建具　<5.2.2><5.2.4><表5.2.1～2>

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法（㎜）
⊙ A種	S－４	A－３	W－４	７０（引違い，片引き，上げ下げ窓で複層ガラスの場合　１００）
・ B種	S－５			
・ C種	S－６	A－４	W－５	１００

表面処理		
表面処理	外部に面する建具	※ B－１種　・ B－２種
	内部建具	※ C－１種　・ C－２種

B－２種、C－２種の場合　・ ブロンズカラー（標準色）　・ ブロンズカラー（黒色）　・ ステンカラー

③ 網戸
使用方法による区分　※ 外面納まりの可動式　<5.2.3>
網の種類　・ ガラス繊維入り合成樹脂　・ ステンレス(SUS316)　※ 合成樹脂

4．鋼製建具
簡易気密型ドアセット　※ 適用する　・ 適用しない　<5.3.2><5.3.6>
外部に面する建具の耐風圧性　※ S－４　・ S－５
標準型鋼製建具　※ 使用する　・ 使用しない

5．鋼製軽量建具
簡易気密型ドアセット　※ 適用する　・ 適用しない　<5.4.2><5.4.6>
戸の鋼板　※ 表面処理亜鉛めっき鋼板　・ ビニル被覆鋼板　・ カラー鋼板
標準型鋼製軽量建具　※ 使用する　・ 使用しない

6．ステンレス製建具
表面の仕上げ　※ HL仕上げ　<5.5.4>
鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・ かど出し曲げ　<5.5.5>

Horiguchi Architect & Associates
堀口設計事務所
一級建築士事務所登録　（上伊）C第89211号
一級建築士登録　第229022号
管理建築士　堀口　隆
長野県 上伊那郡 箕輪町 大字中箕輪 1327-2
Phone 0265 - 79 - 8836　Fax 0265 - 79 - 8912

Checked　Drawing　T.Horiguchi
Address　上伊那郡 箕輪町
Memo
Date　H 17 ・ 7 ・
Scale
Title　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　第１分団基幹施設
Drawing Title　建築本体工事(改修)　特記仕様書 1
Sheet No.　D- 1 / D-25
整理番号　05015

5 建具改修工事（続き）

⑦. 建具用金物

マスターキー　※ 製作しない　・ 製作する（製作範囲　　　）　<5.6.4>

<5.6.2><表5.6.1>

金物の種類	型式	製造所
モノロック		
本締り付きモノロック		
シリンダー箱錠		
シリンダー本締り錠		
ドアクローザー		
フロアヒンジ		
ヒンジクローザー	内臓型	
ピボットヒンジ		ＪＩＳによる
レバーハンドル	アルミ合金 レバー長さ L=130 程度	錠前類と同一製造所とする。

標準型鋼製建具及び標準型鋼製軽量建具（準標準型共）のドアクローザー、シリンダー箱錠は公共工事標準型とする。

8．自動ドア開閉装置　<5.7.2><表5.7.1～2>

- ・ スライディングドア
- ・ スイングドア

センサの種類　※ 光線スイッチ　・ マットスイッチ　・ タッチスイッチ
　※ 補助センサ併用
- ・ 全半開装置付き（半開幅＝　　　）
- ・ 凍結防止装置（　　　）
- ・ 非常電源を設ける

9．自閉式上吊り引戸装置　<5.8.2><表5.8.1>

自閉式上吊り引戸機構（手動開き式）

10．重量シャッター

種類　※ 一般重量シャッター　・ 外壁用防火シャッター　<5.9.2>
　・ 屋内用防火シャッター　・ 防煙シャッター
開閉機能による種類　※ 上部電動式(手動併用)　・ 上部手動式　<表5.9.1>
耐風圧性能（JIS A4705による強さの区分）　・ ５０　・ ８０　・ １２０
シャッターケース（防火、防煙以外の場合）　・ 設けない　・ 設ける　<5.9.2>

11．軽量シャッター

機能による種類　※ 手動式　・ 上部電動式（手動併用）　<5.10.2><5.10.4>
耐風圧性能（JIS A4705による強さの区分）　・ ５０　・ ６５　・ ８０
シャッターケース　※ 設ける　・ 設けない
スラット形式　※ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形

⑫. オーバーヘッドドア　<5.11.2><5.11.3>

セクション材料による種類	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	※ スタンダードタイプ ・ ローヘッドタイプ ・ ハイリフトタイプ ・ バーチカルタイプ	※ 鋼製 ・ ステンレスSUS304（ｱ 2.0）

アルミニウム形材の表面処理　陽極酸化塗装複合被膜（種類Ｂ）
耐風圧性能（JIS4715による強さの区分）　・ ５０　・ ７５　・ １００

13．保護装置　<5.9.2><5.10.2><5.11.2>

防火シャッター及び防煙シャッターにおいては、「防火シャッター閉鎖作動時の危害防止に関するガイドライン」に基づく「危害防止機構を備えた防火シャッターの据え付け」に掲げられた障害物感知装置、または、二段降下防火シャッターの機構を有するものとする。

⑭. 木製建具

15．複層ガラス　断熱性による種類　※ １種　・ ２種　・ ３種　<5.12.2>

16．強化ガラス　材料板ガラスの種類　フロート強化ガラス　<5.12.2>

⑰. ガラスの留め材　※ シーリング　・ ガスケット　<5.12.2(b)>
防火戸の留め材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けたシーリング材とする。

18．ガラスの溝幅　強化ガラス、合わせガラス及び倍強度ガラスの溝幅は図示による。　<5.12.3><表5.12.1>

6 内装改修工事

①. 改修範囲　<6.1.3>

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲
　※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
　・（図示の範囲　　　）
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
　※ 壁面より両側６００mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
　・（図示の範囲　　　）
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
　※ 既存のまま　　　）
　・（図示の範囲

②. 既存床の撤去並びに下地補修　合成樹脂塗床の除去方法　<6.2.2(a)>
　・ 目荒工法　・ 機械的除去工法

③. 改修後の床の清掃範囲　⊙ 当該室全体　・ 図示の範囲　<6.2.2(c)>

④. 既存壁の撤去並びに下地補修　間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修方法　<6.3.2(a)>
　※ 改修標仕４．４．９による　・（　　　）

5．木下地　<表6.5.4>
・ 代用樹種を使用しない箇所
※ なし　・ あり（　　　）

⑥. 集成材　造作用集成材は改修標仕６．５．２（ｂ）（ｉｉ）による。　<6.5.2>

等級	見掛かり		その他	
	※ １等	・ ２等	・ １等	※ ２等
単材の樹種				
単材の厚さ(㎜)	１０～１５		１０～１５	

⑦. 軽量鉄骨天井下地材　野縁などの種類　<6.6.2><表6.6.1>
　屋内　※ １９型　・ ２５型　屋外　・ １９型　※ ２５型
インサート
　・ 既存インサートを使用する　・ あと施工アンカーを設ける　<6.7.3>
あと施工アンカーの引抜き試験　・ 行う　※ 行わない

⑧. 軽量鉄骨壁下地材　スタッド，ランナーなどの種類は、改修標仕表６．７．１による。　<6.7.2><表6.7.1>

⑨. ビニル床シート張り　<6.8.2>

種類	記号	色柄	厚さ(㎜)	品質・規格
※ 一般用 （発泡層のないもの）	※ ＮＣ	※ 無地	※ ２.０ ・ ２.５	※JIS A5705による

工法　・ 突付け　施工箇所（　　　）　<6.8.3>
　・ 熱溶接　施工箇所（　　　）

10．ビニル床タイル張り　<6.8.2>

種類	（ＪＩＳ Ａ５７０５）	厚さ（mm）
※ コンポジションビニル床タイル	※ 半硬質 ・ 軟質	※ ２.０
・ ホモジニアスビニル床タイル	※ マーブル ・ プレーン	※ ２.０

11．帯電防止床シート・タイル　ＪＩＳ Ａ ５７０５による。　<6.8.2>

種類	記号	性能	厚さ（mm）
・ 帯電防止床シート		・体積抵抗値（　）Ω以下	・（　）
・ 帯電防止床タイル		・体積抵抗値（　）Ω以下	

12．誘導用、注意喚起用床材　視覚障害者用床タイル　<6.8.2>

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
・ 塩化ビニル系	・ ３００×３００	・（　）
・ レジンコンクリート系	・（　）	

⑬. ビニル幅木　<6.8.2>
材種　※ 軟質　・ 硬質　・ 溶接
厚さ（mm）　※ ２
高さ（mm）　※ ６０　⊙ ７５　・ １００

14．カーペット敷き

・ タフテッドカーペット　<6.9.2><表6.9.1>

施工箇所	パイル形状	パイル長さ(㎜)	工法	品質	帯電性
	・（　）	・（　）	※ 全面接着工法 ・ グリッパー工法		・6.9.2(b)(4)による

・ タイルカーペット　<6.9.2>

施工箇所	種別	パイル形状	工法	帯電性
	※ 第一種 ・ 第二種	※ ループパイル ・ カットパイル	※ 全面接着工法	・製造所の仕様による

⑮. フローリング張り　<6.11.1～7>

類別		樹種	厚さ(㎜)	工法	塗装
単層	・フローリングボード ・フローリングブロック ・モザイクパーケット	⊙ナラ ・サクラ ・ヒノキ		・モルタル埋込工法 ⊙釘どめ工法 (複合フローリングの種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種) ・接着工法	・ウレタン樹脂ワニス塗り ・生地のままワックス塗り ⊙既塗装品
複合	・複合１種フローリング ・複合２種フローリング ⊙複合３種フローリング				

16．畳敷き　種別　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　<6.12.2><表6.12.1>

⑰. 石こうボードその他ボード張り　<6.13.2>

材種	種別など	厚さ（mm）		備考
石こうボード (GB-R)		壁	・ 9.5(準不燃) ⊙ 12.5(不燃)	JIS A 6901の規格品
		天井	・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)	
化粧石こうボード (GB-D)	・トラバーチン模様 ・木目模様(裏桟付き)		⊙ 9.5(不燃) ⊙ 9.5(準不燃)	JIS A 6901の規格品
ロックウール化粧吸音板 (DR)	※ 内部用 ・ 軒天用	普通 立体模様	※ 9　・12 ・12　・15　・19	JIS A 6301の規格品
無石綿ケイ酸カルシウム板(FK)		・6　⊙8　・10　・12 ⊙5		JIS A 5430による
シージング石こうボード(GB-S)		・ 9.5　⊙ 12.5　・ 15		JIS A 6901の規格品

遮音シール材　・ 適用する　<6.13.2><表3.7.1>
壁　石こうボードの目地処理　<6.13.3><表6.13.4>
　・ 目透かし工法　・ 突付け工法　・ 突付けＶ目地工法　⊙ 継目処理工法

⑱. 壁紙張り　<6.14.2>

施工箇所	品質	防火性能の級別
図示		・ １級　⊙ ２級
		・ １級　・ ２級
		・ １級　・ ２級
		・ １級　・ ２級

⑲. タイル張り　タイルの種類　<6.16.3>

施工箇所	形状寸法(㎜)	きじ			うわぐすり		役物		色		再生材利用タイル	備考
		磁器	陶器	せっ器	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	注文		
図示												

内装タイルの工法　<6.16.5>
　・ 積み上げ張り　施工箇所（　　　）
　・ 接着剤張り　施工箇所（　　　）

7 塗装改修工事

1．防火材料　<7.1.3>
※ 屋内の壁及び天井の仕上げは、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（　　　）

②. 錆止め塗料塗り　<表7.2.2～3><表7.3.3～4>

下地	種別	下地調整	塗装種別
鉄鋼面	新規	※ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
	種別	屋外　Ａ種	屋内　Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	新規建具	・ＲＡ種　・ＲＢ種　※ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	新規	※ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種

③. 合成樹脂調合ペイント塗り　<表7.2.1～3><表7.4.1～3>

下地	種別	下地調整	塗装種別
木部	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
鉄鋼面	新規	<表7.3.3>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	<表7.3.3>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面	新規及び鋼製建具の塗替え	<表7.3.4>による	※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	<表7.3.4>による	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

④. 合成樹脂エマルションペイント塗り　<表7.2.4～7><表7.12.1>

下地	種別	下地調整	塗装種別
コンクリート面 ＡＬＣパネル面 押出成形セメント板面	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
モルタル面 プラスター面	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
石こうボード その他ボード等の面	新規	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	塗替え	・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種

8-1 耐震改修工事・鉄筋工事・

1．鉄筋の種類　<8.2.1>

規格名称	種類の記号	径(㎜)
鉄筋コンクリート用棒鋼	※ ＳＤ２９５Ａ	※ Ｄ１６以下
	※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１９以上

2．溶接金網　※ＪＩＳ規格品（※ 6.0φ×100×100　・　　）　<8.2.2>

3．鉄筋の継手　径 19 ㎜ 以上　※ ガス圧接　・ 重ね継手　<8.3.4>

4．柱の帯筋　・ Ｈ型　※ Ｗ－Ⅰ型　・ Ｗ－Ⅱ型　<8.3.4><図8.3.4>

5．圧接完了後の試験　※ 超音波探傷試験　・ 引張り試験　<8.3.9>

8-2 耐震改修工事・コンクリート工事・

1．設計基準強度　普通コンクリート（Ｎ/㎜2）　<8.1.3>

設計基準強度	適用箇所
※ ２１	

2．ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ　類別　※ Ⅰ類　・ Ⅱ類　<8.1.3><表8.1.1>

3．打放し仕上げの種別　<8.1.4><表8.1.3>

種別	適用箇所
・ Ａ種	
※ Ｂ種	
・ Ｃ種	

4．セメントの種類　※ 普通ボルトランドセメント又は混合セメントのＡ種　<8.2.5>

4．骨材　細骨材の塩分含有量（NaCl換算）　※ 0.04 %wt 以下　<8.2.5>

5．混和材料　混和剤　※ AE剤又はAE減水剤標準形Ⅰ種　<8.2.5>

6．軽量コンクリート　<8.10.1>(表8.10.1)

種別	適用箇所	気乾単位容積質量 (ton/m3)

7．無筋コンクリート　適用箇所は（6.14.1）によるほか、下記による。　(6.14.1)

適用箇所

8．型枠　<8.2.6>
せき板の種類　※ 合板
せき板の塗料　※ 無　・ 有

9．ｺﾝｸﾘｰﾄの打込み工法　※ 流込み工法　・ 圧入工法　<8.19.8><8.21.5>

10．既存部分の撤去　<8.19.2>
既存仕上げの撤去範囲　※ 図示
既存躯体の撤去範囲　※ 図示

8-3 耐震改修工事・あと施工アンカー工事・

1．あと施工アンカー　<8.2.4>
※ 接着系アンカー　〔引張耐力　（KN），せん断耐力　（KN）〕
　接着剤　※ 有機系　・ 無機系
・ 金属系アンカー　〔引張耐力　（KN），せん断耐力　（KN）〕
　打込み方式　※ 本体打込み式

2．あと施工ｱﾝｶｰの試験
性能確認試験　※ 行わない　・ 行う　<8.2.4>
施工確認試験　※ 行う　・ 行わない　<8.11.5>

8-4 耐震改修工事・鉄骨工事・

1．鉄骨製作工場　<8.1.5>
※ 下記のグレード以上の性能評価機関の性能評価を受けて，国土交通省の認定を受けた工場
　・ Ｓ　・ Ｈ　・ Ｍ　・ Ｒ　・ Ｊ
・本物件と同等規模構造の施工実績を有している工場で，監督職員の承諾する工場

2．鋼材の種類　<8.2.7><表8.2.5>

材質	規格等	
・ SS400	※規格品（JIS G 3101）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ SSC400	※規格品（JIS G 3350）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ STK400	※規格品（JIS G 3444）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ STKR400	※規格品（JIS G 3466）	・8.2.12(a)に合格するもの
・ SN400	※規格品（JIS G 3136）	
・ SN490	※規格品（JIS G 3136）	

3．高力ボルト　<8.2.8>

ボルト種別	セットの種類
※トルシア形高力ボルト	※２種
・ＪＩＳ形高力ボルト	※２種
・溶融亜鉛メッキ高力ボルト	※１種

4．溶接部の試験　※超音波探傷試験　<8.14.11><8.14.12>

5．錆び止め塗装　<7.3.2> による。　<8.16.3>

6．アンカーボルト　材質　※ＳＳ４００　・ＳＮＲ４００Ｂ

7．既存部分の撤去　撤去範囲　※ 図示　<8.20.2>

8-5 耐震改修工事・柱補強工事・

1．工法
・ 溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法　<8.21.5>
　溶接金網の継ぎ手　※ 重ね継ぎ手
　コンクリート及び構造躯体用のモルタルの打設
　　・圧入工法　・流し込み工法
・鋼板巻き工法　<8.21.6>
・帯板巻き付け工法　<8.21.6>
・連続繊維補強工法　<8.21.7>
　製造所（　　　）
　接着性試験及び耐久性試験　・行う　・行わない

2．既存部分の撤去　撤去範囲　※ 図示　<8.21.2>

8-6 耐震改修工事・その他・

1．グラウト材　無収縮モルタル材　<8.2.10>
　製造所（　　　）

2．柱底等の均しモルタル　無収縮モルタル材　・使用する　・使用しない　<8.2.10>

3．スリットの種類　※ 完全スリット　・ 部分スリット　<8.22.1>

4．スリットの充填材　<8.22.2>
耐火材の使用　・ 使用する　・ 使用しない
　適用箇所　※ 図示
遮音材の使用　・ 使用する　・ 使用しない
　適用箇所　※ 図示

9 環境配慮改修工事

1．吹付けアスベストの除去工事　施工調査　※ 行う　・ 行わない　<9.1.2><表9.1.1～2>

2．アスベスト成形板の処理工事　施工調査　※ 行う　・ 行わない　<9.1.3>
成形板の仕様　（範囲図示）
　・ 化粧せっこうボード　・ せっこうボード　・ ビニル床タイル

3．断熱材　<9.5.2～3>

種類	材料	施工箇所	厚さ(㎜)	品質
※押出法ポリスチレンフォーム	※ Ｂ類２種ｂ	下記以外	・ ２５	JIS A 9511の規格品
	※ Ｂ類３種ｂ（スキン層付き）	接地部分及び屋根防水部分ピット内部	・ ５０	
・硬質ウレタンフォーム	※ 現場吹付け発泡断熱材		・ ２０	JIS A 9526による（特定フロンを使用しないもの） 難燃性　・ ２級　※ ３級

10 土工事

1．埋戻し及び盛土の種別　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　(3.2.3)(表3.2.1)
　Ｃ種の場合　建設発生土受入れ量　ｍ3
　　発生場所
　　受入条件

2．建設発生土の処理　(3.2.5)
- ・ 構外に搬出し適切に処理する。
- ・ 構外指示の場所に搬出する。
　受入れ施設名・住所（㎞）
- ・ 構内指示の場所に敷きならす。
- ・ 構内指示の場所にたい積する。

3．濁水・湧水処理対策　濁水・湧水処理のための特別な対策の必要性
　・ 有（内容：　　　）　・ 無

11 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1．コンクリートブロック帳壁及び塀　ブロックの種類　(8.3.2)(表8.3.1)
※ 空洞ブロック １６（ただし、設備配管用裏積等は空洞ブロック ０８とすることができる。）

12 舗装工事

1．再生材　※ 使用する　・ 使用しない　(22.1.3)

2．盛土材料　路床の盛土材料　・（　）種　(22.2.3)(表3.2.1)

3．遮断層及び凍上抑制層用材料　(22.2.3)
遮断層　※ 川砂・海砂又は良質な山砂
凍上抑制層　※ 再生クラッシャラン　・ 切込砂利又は切込砕石

4．路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　※ 行わない　・ 行う（※ 乱した土　・ 乱さない土）　(22.2.5)

5．路床締固め度の試験　※ 行わない　・ 行う　(22.2.5)

6．路盤材料　(22.3.3)
※ 再生クラッシャラン　ＲＣ－４０（透水性舗装の場合を除く）
・ クラッシャラン　Ｃ－４０
・ クラッシャランスラグ　ＣＳ－４０

7．アスファルト舗装　加熱アスファルト混合物の種類　(22.4.4)(表22.4.6)
表層　※ 再生密粒度アスファルト混合物（１３）
　・ 密粒度アスファルト混合物（１３）
　・ 細粒度アスファルト混合物（１３）
基層　※ 再生粗粒度アスファルト混合物（２０）
　・ 粗粒度アスファルト混合物（２０）

8．コンクリート舗装　(22.5.3)
早強セメント　・ 使用する　※ 使用しない
溶接金網　※ あり　・ なし

9．ブロック系舗装　(22.8.2)(表22.8.1)
・ コンクリート平板舗装　※ 砂目地　・ モルタル目地
・ インターロッキングブロック舗装
・ 舗石　基層　※ コンクリート舗装　・ アスファルト舗装

10．縁石及び側溝　(22.9.2)

11．砂利敷き　・ Ａ種　※ Ｂ種　(22.10.2)

12．区画線　※ ３種１号白

13 ユニット及びその他の工事

1．フリーアクセスフロア　(20.2.2)
施工箇所（　　　）
耐荷重　・ ３００Ｎ　・ ５００Ｎ
構法　・パネル構法（支柱分離式）　・ 溝構法
高さ　Ｈ＝
適用地震時水平力　※ ０.６Ｇ　・ １.０Ｇ
床仕上材　・ タイルカーペット　・ 帯電防止タイル（・ 置き敷き　・ 圧着）
ボーダー部　※ 一般部分の仕様に準ずる　・ 図示による

2．移動間仕切（ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ）
表面材　化粧鋼板（標準色）　ｔ＝０.５以上　遮音性能３６ｄＢ以上
パネル見込厚さ　約６０　上下密閉式

3．可動間仕切（パーテーション）
ＪＩＳ Ａ ６５１２ によるほか次による
構造形式　スタッド式　防火性能　不燃　パネル見込厚さ６０以上
表面材　焼付塗装鋼板（標準色）　ｔ＝０.５以上

④. トイレブース　(20.2.5)
表面材：メラミン化粧板（標準色）
幅木：ステンレス製　H＝６０
フレーム：アルミ製
扉　：厚４０　中心吊りアール形アルミ製エッジ、帽子掛け戸当たり付き

5．階段滑り止め　(20.2.6)
材種　ステンレス（ＳＵＳ３０４）ビニールタイヤ入り（幅約35㎜）
取り付け方法　※ 接着工法　・ 埋込み工法

6．床目地棒　ステンレスＦＢ（ＳＵＳ３０４）６×１２　(20.2.7)
（床仕上げが異なる場合に設ける。但し、建具部は建具表による。）

7．鏡　耐湿鏡　ｔ＝５　ステンレスフレーム付き　(20.2.9)

⑧. 点検口

施工箇所	材種	寸法	形式	
天井	※ アルミニウム製	※ ４５０×４５０ ・ ６００×６００	※ 目地タイプ ・ 額縁タイプ	
床	※ アルミニウム製	・ ４５０×４５０ ※ ６００×６００	※ 一般型貼物用 ・ 一般型充填用	

9．視覚障害者用誘導ブロック　屋外　※ コンクリート製　・ 磁器質タイル（※１００角　・１５０角）

⑩. 手すり

Horiguchi Architect & Associates
堀口設計事務所
一級建築士事務所登録　（上伊）C第89211号
一級建築士登録　第229022号
管理建築士　堀口　隆
長野県 上伊那郡 箕輪町 大字中箕輪 1327-2
Phone 0265 - 79 - 8836　Fax 0265 - 79 - 8912

Checked　Drawing　T.Horiguchi
Address　上伊那郡 箕輪町
Memo
Date　H 17 ・ 7 ・
Scale
Title　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　第１分団基幹施設
Drawing Title　建築本体工事(改修)　特記仕様書 ２
Sheet No.　D- 2 / D-25
整理番号　05015

電気設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　　[第１分団基幹施設]

2．工事場所　　長野県 箕輪町

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
建物全体	S造	1階	223.24 ㎡	240.35 ㎡		
第１分団基幹施設			(141.03 ㎡)	(152.87 ㎡)		
外便所			(4.53 ㎡)	(4.53 ㎡)		
空き室			(77.68 ㎡)	(82.95 ㎡)		

4．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

工事種目＼建物別及び屋外	工事種別			屋外	備考
⊙電灯設備					
・動力設備					
・電熱設備					
・雷保護設備					
・受変電設備					
・静止形電源設備					
・発電設備					
・構内情報通信網設備					
・構内交換設備					
・情報表示設備					
・映像・音響設備					
・拡声設備					
・誘導支援設備					
⊙テレビ共同受信設備					
・監視カメラ設備					
・防犯・入退室管理設備					
・自動火災報知設備					
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					
・構内通信線路					
・電波障害調査					

5．指定部分　　※ なし　　・ あり　（工　期：平成　年　月　日）
（対象部分：　　　　　　　）

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項

（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，平成１６年版）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，平成１６年版）」による。

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお，機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図，建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特記事項

（1）項目は番号に⊙印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。⊙印と※印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項

一般共通事項

① 適用基準等
- ＊＊＊建築工事写真撮影要領（＊＊＊＊＊＊制定　平成＊＊年版）
-

② 機材等

（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。
（2）本工事に使用する材料は，揮発性有機化合物の放散しないもの，または放散量の極めて少ないものとする。
（3）使用する材料のホルムアルデヒド仕様は，日本工業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，壁装材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。

③ 機材の品質・性能証明

本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し，監督職員の承諾を受ける。
また，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」((社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は，評価書の写しを監督職員に提出するものとする。

④ 保険

本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し，写しを監督職員に提出する。

5．雇用

本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努める。

⑥ 施工計画書・施工図等

工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。
工事の施工に先立ち，工種別施工要領書及び施工図等を作成し，監督員の承諾を受ける。

⑦ 手続き

工事の着手，施工及び完成において，官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督職員と協議の上，請負者が遅滞なく処理する。なお，当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。

8．工事実績情報の登録

請負代金額が５００万円以上の工事については、工事実績情報の登録を行うものとする。

⑨ 事故報告

施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，「事故報告書」を別に指示する期日までに監督職員に提出する。

⑩ 電気保安技術者

電気工作物に係る工事においては，電気保安技術者を置くものとする。

⑪ 工事用電力，水，他

本工事に必要な工事用電力，水などの費用は引渡まですべて請負者の負担とする。

12．工事用仮設物

構内につくることが　※ できる　・ できない

13．監督員事務所

※ 設けない　・ 設ける（　　号・・・建築工事）

⑭ 足場，さん橋類

⊙ 別契約の関係請負者が設置したものは，無償で使用できる。　・ 本工事で設置する。
なお，枠組足場を設ける場合は，「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成１５年４月策定）により，設置については「手すり先行工法による足場設置基準」（ガイドライン別紙）による「働きやすい安心感のある足場」とする。
また，改善措置機材による場合は，手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するよう努める。

⑮ 発生材の処理

※ 廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し，構外搬出のうえ，適切に処分する。また，廃棄物の搬出処分について，施工計画書を提出し，監督職員の承諾を受け，処分が終了したときは，報告書を提出する。なお，図面に示された発生材の数量に相違が生じた場合は，設計変更の対象とする。

・ 本工事は，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）の対象工事とする。本工事の落札が決定した業者は，分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち，当該工事に該当する別表及び工程表を作成し，契約締結前に，契約担当者等に説明書を提出するものとする。
また，特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは，同法第１８条に基づいて書面により報告する。

・ 再資源化を図るもの

・ 特定建設資材廃棄物以外の発生材
- ・ 引渡しを要するもの　（　　　　　　）
- ・ 特別管理産業廃棄物　（ ・ ＰＣＢ使用機器　・　　　　）
- ・ その他安定型廃棄物　（　　　　　　）
  受入施設名・所在地　：
- ・ その他管理型廃棄物　（　　　　　　）
  受入施設名・所在地　：

・ 再生資源利用計画等の提出
次のものの利用及び処理を行う場合は，「＊＊＊建設副産物処理設計積算要領」（＊＊＊＊＊＊＊）に基づき，再生資源の利用計画等を施工計画書に含め監督職員に提出し，また，工事完了時には建設副産物の処理結果報告書を監督職員に提出する。
工事現場に搬入するもの　　土砂，砕石，加熱アスファルト混合物
施工により発生するもの　　建設副産物

⑯ 残土処理

※ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　⊙ 構外搬出

17．環境対策

- ・ ＩＳＯ１４００１対象工事　　施工計画書中に環境配慮計画を記載し，現場においては特に環境に配慮する。
- ・ 対象外工事

18．耐震施工

耐震施工における設備機器の固定は，「建築設備耐震設計・施工指針」（建設省住宅局建築指導課監修）による。本工事の施設分類は（ ・ 特定の施設　・ 一般の施設 ）で地域係数は１とし，設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお，（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

設置場所＼設計用標準震度	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類
- ・ 配電盤　・ 発電装置　・ ＵＰＳ装置　・ 直流電源装置
- ・ 交換機　・ 受信機（自立型）　・ 中央監視装置　・ 情報通信ラック

重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても，耐震を考慮し，据付等を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。

19．他工事との工事区分

他工事との工事区分は図面に特記なき場合，「各工事の工事区分表」による。

20．保温，結露防止

外部に面する壁，天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは，保温，結露防止処理を行う。

21．電線類

本工事では環境配慮の観点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。なお，標準仕様書第６編　通信情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。
（ＥＭ－ＣＥＥＳ，ＥＭ－ＵＴＰ，ＥＭ－ＭＥＥＳ，ＥＭ－ＥＢＴ）

22．合成樹脂製可とう管

合成樹脂製可とう管は，ＰＦ管(一重管)とし，温度による分類はタイプ－25とする。

23．二種金属製可とう管

露出箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし
いんぺい箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし

24．電線本数，管路など

分電盤，制御盤，端子盤などの２次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは，監督員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

25．インサート

鋼鉄製とする。なお，床版で保温板打込み部分は，断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。

26．呼び線

長さ１m以上の通線しない電線管には，１．２㎜以上のビニル被覆鉄線を通線する。

27．フラッシュプレート

図面に特記なき場合，（ ※ 金属製（ステンレス・新金属も含む）　・ 樹脂製 ）とする。

28．フロアプレート･ベース

※ 水平高低調節付（空転防止リング付）　・ 砲金製　・ アルミ合金製

29．ハンドホール蓋

県章およびチェーン付のものとする。

30．支持金物，固定金物

屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし，屋外機器のアンカーボルトのナットには，ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
また，振動をともなう機器の支持金物のナットは，ダブルナットとする。

31．あと施工アンカー

施工方法　・ 接着系　（ ※ 有機系　・ 接着剤 ）
　　　　　・ 金属拡張系　（ ※ 本体打込式　・　　 ）
性能・施工確認　※ 行わない　・ 行う

32．はつり

既存コンクリート床，壁などの配管貫通は，原則としてダイヤモンドカッターによる。

33．再使用機器

再使用する機器は，現場内で清掃，絶縁抵抗測定のうえ，取り付ける。

34．撤去後の補修等

機器撤去後の天井，壁及び床等の補修は，既存仕上げと同等とする。なお，施工に際し，既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は，原状に復旧する。

35．接地極の種別・表示等

接地極は図面に特記なき場合，下表による。なお，ＥＢの長さは１，５００㎜とする。
ただし，Ｄ＝１０は１，０００㎜，Ｗ＝３０は１，２００㎜とする。
装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

	接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格，数量
・	雷保護設備用接地	EL	Ω以下	ＥＰ×１
・	雷保護設備用接地	EL	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－　組
・	共同接地	EA・ED・ELH	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	Ａ種	EA	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	Ｂ種	EB	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×２
・	Ｃ種	EC	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	Ｄ種	ED	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×１
・				
・	構内交換機（陽極）用	Et	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－　組
・	本配線盤の保安装置	EAt	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	電話引込口の保安器	EDt	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×１
・	拡声増幅器	EDa	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×１
・	防犯装置用	ES	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－　組
・			―――	
・	測定用	Eo		ＥＢ(Ｄ＝10又はW＝30)×１
・	避雷器用（低圧用）	ELL	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	避雷器用（高圧用）	ELH	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はW＝40)×３連－２組
・	構造体接地			建築構造体利用（通信用も含む）

36．塗装工事

下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
※ 屋外　※ 居室　・

37．山留め

切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが1.5mを超える場合には，山留めを行うものとする。

38．舗装工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針（舗装工事）による。

39．公共事業労務費調査に対する協力

公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう，労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに，賃金台帳を調製・保存する等，雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておく。
本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合，調査票等に必要事項を正確に記入し監督職員に提出するなど，必要な協力を行う。また，本工事の工期経過後においても同様とする。
調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合，その実施に協力する。また，本工事の工期経過後においても同様とする。
本工事の一部について下請契約を締結する場合には，当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が上記同様の義務を負う旨定める。

40．不法無線局の排除

請負者は電波法令を遵守し，不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。

電灯設備

① 工事範囲　・ 配管　⊙ 配線　⊙ 分電盤類

② 電気方式
⊙ 幹線　単相３線式　１００／２００Ｖ　６０Ｈｚ
・ 分岐　単相３線式　１００／２００Ｖ
⊙ 分岐　単相２線式　１００Ｖ

③ 施工方法
幹線　・ 金属管配線　⊙ ケーブル配線
分岐　電灯　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　⊙ ケーブル配線
　　　コンセント　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ フロアダクト配線
　　　屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
　　　ボックス　⊙ 合成樹脂製　・ 金属製

④ 蛍光灯

蛍光灯器具安定器の種別および点灯方式，力率，定格入力電圧，周波数は図示以外は下記による。

蛍光灯の種類			標準図（電力1）記号
環形のランプ			GL 15
直管形のランプ	15形以下		GL 15
	20形	防雨形器具，防湿形器具，シーリングライト プルスイッチ付き電池内蔵形非常用照明器具	GL 15
	20形	上記以外のもの	GH 15
	40形および110形		RH 5
高輝度誘導灯			E 15
Hf形のランプ		ルーバー又は照明カバー付，防雨形，防湿形	PHH 5
		ルーバー又は照明カバーが取付可能な器具	PTH 5
		センサー等と組み合わせて連続調光を行う器具	PXH 5
		連続調光に使用する器具	PZH 5
		初期照度補正制御を行う器具	PKH 5
		上記以外の露出形及び下面開放形	PNH 5
コンパクト形のランプ		13W 18W 27W	EL 15
		36W 55W	PH 5

⑤ 蛍光ランプ　・ 省エネ形（ ・ 全部　・ 暖房を行う部屋，廊下などに限る。）　⊙ 一般形

6．非常用照明器具　※ 電池内蔵形　・ 電源別置形

7．ハイテンション アウトレット
※ 飛び出し形　・ 外部固定形
※ 銅合金製　・ アルミ製

8．人感センサープレート　照明の人感センサー制御を行う部屋には，注意プレートを設置する。

9．予備配管

埋込形分電盤からの立上り予備配管は，予備の配線用遮断器が４個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本，５個以上の場合は（ＰＦ２２）を２本以上，天井裏まで立上げる。
梁下に配管・配線スペースのない梁には，１スパンにＶＥ（３６）２本を予備スリーブとして埋込む。

動力設備

1．工事範囲　・ 配管　・ 配線　・ 制御盤類

2．電気方式
・ 幹線　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ
・ 分岐　三相３線式　２００Ｖ

3．施工方法
幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
分岐　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線
屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製

4．警報盤　※ 壁掛形（電源装置　※ 内蔵　・ 別置 ）　・

5．電磁開閉器用押釦（遠方操作用）　※ 埋込連用形配線器具　・

6．機器への接続　電動機などへの接続は本工事とする。

7．電動機等の接地　図示以外は金属管接地とする。

8．進相用コンデンサ　各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。

電熱設備

1．電気方式
幹線　相　線式　V　50Hz
分岐　相　線式　V

2．施工場所及び面積　・　（　㎡）　・　（　㎡）

雷保護設備

1．工事範囲　・ 受雷部　・ 引下げ導線　・ 接地極埋設

2．受雷部　・ 突針　・ 棟上導体　・ 笠木（別途）など

3．避雷導線　・ 引下げ導線　※ 建築構造体利用

4．接地極　※ 接地極埋設　・ 建築構造体利用

5．測定用補助接地極　・ 設置

受変電設備

1．工事範囲　・ 機器類　・

2．電気方式
・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ
・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ
・ 低圧　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ

3．引込ケーブル
・ ＥＭ－ＣＥＴ３８°　・ ＥＭ－ＣＥＴ６０°
・ ＥＭ－ＣＥ３８°－３Ｃ　・ ＥＭ－ＣＥ６０°－３Ｃ　・

4．配電盤
・ 屋内形　・ 屋外形（防塵処理及び結露対策を施す）
・ キュービクル式配電盤　・ 高圧閉鎖配電盤　・　・

5．主遮断装置
※ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ－Ｓ）　・ 高圧交流遮断器（ＣＢ）
定格遮断電流　　ｋＡ

6．高圧機器類　・ 油入式　・ 乾式

7．変圧器容量　・ 単相変圧器　ｋＶＡ　・ 三相変圧器　ｋＶＡ

8．進相用コンデンサ　※ 低圧　・ 高圧　・ ６％　・ １３％

9．リアクトル　・ ６％　・ １３％

10．自動力率制御装置　※ 無効電力検出方式　・ 力率検出方式

11．測定用補助接地極　・ 設置

静止形電源設備

1．直流電源装置
※ 非常用照明器具電源，受変電設備制御電源供用　・ 受変電設備専用　・ 非常用照明器具専用
蓄電池　・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・　 ）
　　　　・ アルカリ蓄電池（ ・ＡＨ　・ＡＭＨ　・　 ）

2．交流無停電電源装置
用途（　　　　　）
容量　　ｋＶＡ
蓄電池　・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・　 ）
　　　　・ アルカリ蓄電池（ ・ＡＨ　・ＡＭＨ　・　 ）

発電設備

1．工事範囲　・ 機器類　・

2．形式
・ 簡易形　・ キュービクル式　・ オープン形　・
・ 屋内形　・ 屋外形

3．発電機　電気方式　三相３線式　５０Ｈｚ　電圧　Ｖ　定格出力　ｋＶＡ

4．原動機
種類　・ ディーゼル　・ ガスタービン　・
定格出力　　kW以上　（　ＰＳ以上）
始動方式　※ 電気式　・ 空気式
冷却方式　・ ラジエータ式　・ 水冷循環式

5．燃料
種類　・ 軽油　・ 灯油　・ Ａ重油
燃料小出槽　　Ｌ
主貯油槽　・ なし　・ あり　（ ・ 別途　・ 本工事：　　）

6．太陽光発電装置
太陽電池アレイ公称出力　　ｋＷ
パワーコンディショナ　　相　線式　定格出力　ｋＷ

構内交換設備

1．工事範囲　・ 交換機　・ 電話機　・ 配線（ ・ 全部　・ 端子盤以降 ）

2．電話交換機
形式　・ ボタン電話装置　・ ＰＢＸ
回線数　局線　／　回線　内線　／　回線

3．電話機への配線
電話機１台につき，下記のものを見込む。
・ ＥＭ－ＴＩＥＦ０．６５－２Ｃ　（ ・ ２０ｍ　・　 ）
・ ＥＭ－ＥＢＴ０．４－２Ｐ　（ ・ ２０ｍ　・　 ）
・ ワイヤープロテクタ　（樹脂製　外形寸法約２０×８）１．５ｍ

4．ローテンションアウトレット（亀甲形）
※ 一般電話用　個（ ・ 納入する　・ 取り付ける ）
※ 銅合金製　・ アルミ製

5．保安器用接地　※ 本工事　・ 別途工事

通信・情報設備

1．工事範囲及び施工方法

項目	工事範囲：配管	配線	機器類	施工方法：合成樹脂管配線	金属管配線	ケーブル配線
・ 構内情報通信網	・	・	・	・	・	・
・ 情報表示	・	・	・	・	・	・
・ 映像・音響	・	・	・	・	・	・
・ 拡声	・	・	・	・	・	・
・ 誘導支援	・	・	・	・	・	・
・ テレビ共同受信	・	・	・	・	・	・
・ 監視カメラ	・	・	・	・	・	・
・ 防犯・入退室管理	・	・	・	・	・	・

ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製　・

2．構内情報通信網設備
種類　・ １０ＢＡＳＥ－Ｔ　・ １００ＢＡＳＥ－ＴＸ　・ １０００ＢＡＳＥ－Ｔ　・ ＡＴＭ
　　　・　・

3．情報表示設備
・ 情報表示盤　（ ・ 発光ダイオード式　・ 磁気浮動式　・ プラズマ式　・ 液晶式 ）
・ 親時計　回線　（ ※ 壁掛形　・ 自立形 ）
　　　　　　　　（ ・ 電子チャイム組込　・ プログラムタイマー組込 ）

4．映像・音響設備
・ 増幅器　　Ｗ
・ ＶＴＲ　（ ・ ＤＶＤ　・ ＤＶ　・ Ｓ－ＶＨＳ　・　 ）
・ プロジェクタ（ ※ 前面投射式　・ 背面投射式 ）
・ 音響設備　（ ・ ＣＤ　・ ＭＤ　・ カセット　・　 ）

5．拡声設備
・ 一般放送用　・ 非常放送兼用
・ 増幅器　Ｗ　（ ※ 卓上形　・ キャビネットラック形）

6．誘導支援設備　・ 身体障害者用インターホン　・ トイレ呼出装置　・ 音声誘導装置

7．テレビ共同受信設備
・ テレビアンテナ（ ・ ＡＶ－　・ ＡＵ－　・ ＢＳＡ－　・ ＣＳＡ－　 ）
・ 地上波アンテナマスト（ ※ 壁面取付形　・ 自立形 ）
・ ＢＳ用アンテナマスト（ ・ 壁面取付形　・ 自立形 ）

8．監視カメラ設備　・ 白黒方式　・ カラー方式

9．防犯・入退室管理設備　・ 接地工事（ ※ 本工事　・ 別途 ）

火災報知設備

1．工事範囲　・ 配管　・ 配線　・ 機器類

2．火災報知装置
・ 壁掛形　・ 自立形
・ 受信機　型　級　回線（　アドレス）
・ 複合盤　型　級　回線（火報　回線，自動閉鎖　回線，ガス漏れ　回線）
・ 副受信機　型　級　回線
・ 機器収容箱　・ 専用形（ ・ 埋込形　・ 露出形 ）　・ 屋内消火栓箱に組込み
・ 感知器類　型用　総数　個　（ ・ 自動試験機能付 ）

3．非常警報装置　・ 非常ベル（自動式サイレンを含む）　・ 非常放送装置

4．自動閉鎖装置
・ 連動制御盤　回線（遠方復帰機構　回路）
　・ 単独（・ 壁掛形　・ 自立形）　・ 火災受信機などとの複合盤
・ 自動閉鎖機構　・ 防火戸用（本工事，電磁式又はラッチ式，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下）
　　　　　　　　・ 防煙ダンパ用（別途，瞬時通電式又は電動式，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下，遠方復帰機構(電動式)，ＤＣ２４Ｖ，０．７Ａ以下）
　　　　　　　　・ 防火シャッター用（別途，ＤＣ２４Ｖ，０．６Ａ以下）
・ 自動開放機構　・ 排煙ダンパ（別途，排煙機運転用連動機構付）

5．ガス漏れ警報装置
・ 受信機　回線（ ・ 都市ガス用　・ 液化石油ガス用）
　・ 単独（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ）　・ 火災受信機などとの複合盤
・ 感知器
　・ 併設　・ 連動
　・ 定格電圧　（ ・ ＡＣ１００Ｖ　・ ＤＣ２４Ｖ ）
　・ ガス検知出力信号（ ・ 有電圧出力方式　・ 無電圧接点方式 ）

6．消火器類
・ 消火器　種別　・ 数量　本
・ 消火器収納箱　仕様　・ 材質　・ 数量　面

中央監視制御設備

1．工事範囲　・ 配管　・ 配線　・ 機器類

2．監視制御対象設備　・ 動力設備　・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 火災報知設備

3．表示操作盤
・ 壁掛形　・ 自立形
組込み機器　・　・
　　　　　　・　・

4．監視制御装置
構成機器　・ グラフィックパネル　・ ミニグラフィックパネル
　　　　　・ プラズマディスプレイ　・ 操作卓
　　　　　・ ＣＲＴディスプレイ　（・ キャラクタ　形　・ グラフィック　形）
　　　　　・ 中央処理装置　・ 伝送端末局（子局）
　　　　　・ 作表用印字装置　・ 雑印字装置　形
　　　　　・ ロギングタイプライタ

構内配電線路

1．工事範囲　・ 管路　・ 配線　・ 機器類

2．電気方式
・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Hz
・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ
・ 低圧　単相３線式　１００／２００Ｖ
・ 低圧　単相２線式　１００Ｖ

3．布設方法　※ 地中埋設式（ ・ ＦＥＰ　・ ＰＥ　・ 厚鋼電線管 ）　・ 架空線式

4．柱上機器
・ 高圧負荷開閉器　※ 一般用　・ 耐重塩じん用
　　　　　　　　　※ 地絡継電器付き（※ 方向性　・ 無方向性）
・ 避雷器　※ 一般用　・ 耐塩用
・ 高圧カットアウト，がいしなど　※ 一般用　・ 耐塩用

5．高圧ケーブルの端末処理
屋外側　※ 一般用　・ 耐塩用
※ 処理者銘板取付（屋内外共，線名，作業日，氏名を表示）

6．その他　東北電力（株）外線工事基準（架空線編）に準ずる。

7．外灯設備　・ 定格電圧　Ｖ　Ｗ

8．沈下対策　地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は，沈下対策を施す。（　　　）

9．標識シート　・ 高圧ケーブル　・ 電力幹線ケーブル

10．予備配管
屋外キュービクルから第１ハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ１００：１本）を設ける。
分電盤，動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ８０：２本）を設ける。

表２「機器取付高さ」　図面に特記なき場合は下表による。ただし，これによりがたい場合は監督員と協議する。

電力設備	名称	測点	取付高（㎜）	通信設備	名称	測点	取付高（㎜）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	約 1,800	電話	引込線留め高	地上～引込点	
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200		集合保安器箱	天井下～上端	200
	分電盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)		端子盤(廊下、室内)	床上～下端	300
					〃 （ＥＰＳなど）	床上～中心	1,500
					壁付アウトレット(一　般)	床上～中心	300
					〃 （和　室）		150～200
電灯	スイッチ (一　般)	床上～中心	1,300	時計・拡声・通信設備	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	〃 (和　室)	〃	1,200		子時計	〃	2,300
	コンセント(一　般)	〃	300		壁掛形スピーカ	〃	2,300
	〃 (和　室)	〃	150～ 200		壁付アッテネータ	〃	1,300
	〃 (台　上)	台上～中心	100		壁付インターホン(一　般)	床上～中心	1,300
	〃 (ファン用)	床上～下端	ファン下端		〃 (身体障害者)	〃	1,300
	〃 (厨　房)	床上～中心	800～1,000		壁付アウトレット(一　般)	〃	300
	〃 (車　庫)	〃	1,300		〃 (和　室)	〃	150～200
	〃 (機械室)	〃	500～1,000		機器収容箱	天井下～上端	200
	〃 (土　間)	〃	800～1,300		直列ユニット(一　般)	床上～中心	300
	ブラケット(一　般)	床上～中心	2,100～2,300		〃 (和　室)	〃	200
	〃 (踊　場)	〃	2,000～2,500	警報・表示等	表示盤	床上～中心	2,300
	〃 (鏡　上)	鏡上端～中心	150		壁付発信機	〃	1,300
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上		ベル，ブザー，チャイム	〃	2,300
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下		壁付押しボタン(一　般)	床上～中心	1,300
					〃 (身体障害者玄関)	〃	900
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)	火災報知器	受信機	床上～中心	800～1,500
	開閉器箱	〃	1,500		副受信機	〃	800～1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300		機器収容箱	〃	800～1,500
身障者用	非常ボタン(便所用)	床上～中心	900		発信機	〃	800～1,500
	壁付インターホン(親機)	〃	1,300		表示灯	床上～中心	2,100
	〃 (玄関子機)	〃	1,100		ベル	〃	2,300
	廊下表示灯(復旧ボタン付)	〃	1,300		液化石油ガス用検知器	床上～上端	250
	身障表示ランプ	〃	1,500		都市ガス用検知器 (軽質)	天井～上端	150
	スイッチ	〃	1,100		〃 (重質)	床上～上端	250

表１「完成書類」　本工事終了後下記の書類を提出すること。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
① 完成調書	営繕工事完成引渡要領（作成は，主たる請負業者が，他の工事および監督員の協力を得て取りまとめる。）	1部	⑦ 工事写真 ①工事施工写真	Ａ４版 チューブ式ファイル 工事施工写真は，履行写真（着手前写真と完了写真）並びに施工状況写真とで構成される。	2部
			②完成写真	Ａ４版 ペーパーファイル 完成届に添付	2部
② 完成図 ①黒表紙金文字製本	Ａ４版（4 機器完成図，5 取扱説明書とまとめて１冊にしてもよいが，厚さ８０㎜を越える場合は分冊とする。）	1部	③マイクロフィルム	３５㎜　ＭＦフォルダー 営繕課保管用	1部
②青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り）	2部	⑧ 工事週報	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
③青焼き二つ折り製本（縮小）	Ａ４版（Ａ３版二つ折り） １部は営繕課保管	2部	⑨ 工事打ち合わせ議事録	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
④原図	三つ折りケース収納	1部			
③ 施工図 ①青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り）（施工図の枚数が少ない場合は，完成図の二つ折り製本と合本可）	1部	⑩ 工事に関する承諾確認書 ①施工計画書 ②施工要領書 ③確認書・承諾書 ④協議書 ⑤安全に関する書類 ⑥建設廃棄物ﾏﾆﾌｪｽﾄ	Ａ４版 チューブ式ファイル	1式
②原図	三つ折りケース収納	1部			
4 機器完成図	Ａ４版 チューブ式ファイル（2 完成図と合本可）	1部	⑪ 各種保証書	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部
⑤ 取扱説明書 ①保守に関する案内書 ②機器別取扱説明書 ③緊急連絡先一覧	Ａ４版 チューブ式ファイル（2 完成図と合本可）	1部	⑫ その他 ①機器試験成績書 ・機材材質証明書 ・機材検査試験報告書 ・工場検査報告書 ・工場立会検査報告書		1部
⑥ 管理の手引き ①工事概要書 ②機器完成図 ③機器別取扱説明書 ④保守に関する案内書 ⑤緊急連絡先一覧表	Ａ４版 チューブ式ファイル	1部	②現場試験成績書 ・工事別試験報告書 ・総合運転および試験報告書		

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で，機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で，対象品の寸法形状，諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
これらのものについては，その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

Horiguchi Architect & Associates
堀口設計事務所

Checked

Title　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　[第１分団基幹施設]

Drawing Title　電気設備工事(改修)　特記仕様書

Sheet No.　E- 1 ／ E- 2

整理番号　05015

機械設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事名称　　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　　[第１分団基幹施設]

２．工事場所　　長野県 箕輪町

３．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
第１分団基幹施設	Ｓ造	１階	223.24 ㎡	240.35 ㎡		
第１分団基幹施設			(141.03 ㎡)	(152.87 ㎡)		
外便所			(4.53 ㎡)	(4.53 ㎡)		
空き室			(77.68 ㎡)	(82.95 ㎡)		

４．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建設別及び屋外	工事種別							屋外
・空気調和設備								
・冷房設備								
⊙暖房設備								
⊙換気設備								
・排煙設備								
・自動制御設備								
⊙衛生器具設備								
⊙給水設備								
⊙排水設備								
⊙給湯設備								
・消火設備								
・厨房機器設備								
⊙ガス設備								
・し尿浄化槽設備								
・昇降機設備								

５．指定部分　　※ なし　・ あり　（工　期：平成　年　月　日）
（対象部分：　　　　　　　　）

６．設備概要　（⊙ 印のついたものは、主要方式を示す）

方式	設備概要
空気調和方式等	・空気調和：・全空気方式　・ファンコイルユニット・ダクト併用方式　・パッケージ方式 ・温風暖房：・温風暖房機　・ ・全空気方式　・ファンコンベクター・ダクト併用方式 ・将来冷房考慮（・ダクト　・配管　・機器）　・考慮外 ・直接暖房：・蒸気暖房　・温水暖房　・
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御
給水方式	⊙ 水道直結方式　・高置タンク方式　・タンクレスブースター方式　・
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（⊙ 分流式　・ 合流式） 建物外の汚水及び雑排水（・ 分流式　⊙ 合流式） 放流先　汚水　（⊙ 下水道直放流　・ し尿浄化槽） 雑排水　（⊙ 下水道直放流　・ し尿浄化槽　・ 側溝　・ 別途桝）
給湯方式	・局所式　・中央式
消火設備方式	・屋内消火栓（・湿式　・乾式）　・連結送水管　・泡消化 ・スプリンクラー（・湿式　・乾式）　・連結散水　・粉末消化 ・二酸化炭素　・屋外消火栓
ガス設備方式	・都市ガス　種別（　）　kJ／m3（N）（供給圧力　Pa）　・液化石油ガス

Ⅱ．特記仕様書

１．一般事項　（１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編，平成１６年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）及び国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編，平成１６年版）」（以下「標準図」という。）による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成１６年版）」（以下「標準仕様書」という。）による。

（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお，電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図，建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。

２．特記事項　（１）項目は番号に⊙印の付いたものを適用する。
（２）特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
⊙印と㊟印の付いた場合は，共に適用するものとする。

一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	・　＊＊＊建築工事写真撮影要領（＊＊＊＊＊＊制定　平成＊＊年版）　・
② 機材等	本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するものまたは，これらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督員の承諾を受けるものとする。 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。またホルムアルデヒドの発散量は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒドの発散量 規制対象外；Ｆ☆☆☆☆・建築基準法施行令第２０条の５第４項による国土交通大臣認定品・次の表示があるＪＡＳ認定品（非ホルムアルデヒド系接着剤使用、接着剤等不使用等） 同 第三種；Ｆ☆☆☆・建築基準法施行令第２０条の５第３項による国土交通大臣認定品・旧ＪＩＳのＥ０規格品等
③ 機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。 また、設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督職員に提出して、承諾を受ける。なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。
④ 保険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を、本工事完了後引渡し期日まで，火災保険及びその他の保険に付し、写しを監督員に提出のこと。
5．雇用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努めること。
⑥ 施工計画書および施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書および施工図等を作成し，監督員の承諾を受ける。 また，県が実施する「公共事業環境マネジメントシステム」の対象工事においては，環境配慮計画（実施）書を作成し，監督員に提出する。
7．環境対策	・　ＩＳＯ１４００１　対象工事 施工計画書中の環境対策の項目に環境配慮計画書を記載し，現場においては特に環境に配慮する。 ・　ＩＳＯ１４００１　対象外工事
⑧ 手続	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係わる費用は、請負者の負担とする。
⑨ 事故報告	施工中に事故が発生した場合には，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
10．電気保安技術者	※ 適用する　・ 適用しない
11．技能士の適用	本工事に下記の当該職種別技能士（・１級・２級）を適用させる。（資格証の写しを提出する） ・配管（配管工事）　・建築板金（ダクト製作及び取付け）　・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット，パッケージ形空気調和機の据付及び調整）
12．足場等	・別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。　・本工事で設置 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成１５年４月策定）」により設置については「手すり先行工法による足場設置基準」による働きやすい安心感のある足場とする。なお、改善措置機材による場合は、手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するように努めること。
13．監督員事務所	※ 設けない　・ 設ける（　　号・・・建築工事仕様書）
14．工事用仮設物	構内に作ることが　※ できる　・ できない
⑮ 残土処理	⊙ 構外搬出　※ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所にたい積
⑯ 発生材の処理	（１）建設リサイクル法の規定に基づく通知義務等の該当　・ なし　・ あり（　　） （２）冷媒回収費用は（・ 本工事　・ 別途工事） 冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督員に第一種フロン類回収業者登録通知書の写し，フロン類回収証明書を提出する。ただし、家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督員に、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券の写しを提出する。 （３）引渡しを要するもの　※ なし　・ あり（　　） （４）廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し，、場外搬出の上，適切に処分する。 （搬出計画）⊙ 廃棄物の搬出処分についての施工計画書を提出し，監督員の承諾を得ること。 ・ 廃棄物の搬出処分が終了したときは報告書を提出すること。 （ア）特別管理産業廃棄物 ※ なし　・ あり　（　　） （イ）特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設 ・コンクリート（　　） ・コンクリート及び鉄から成る建設資材（　　） ・木材（　　） ・アスファルトコンクリート（　　） （ウ）その他発生材の処分を行う施設 ・コンクリートガラ等の安定型の産業廃棄物（　　） ・木くず等の管理型の産業廃棄物（　　） ※再生資源利用計画等の提出 次のものの利用及び処理を行う場合は，「＊＊＊建設副産物処理設計積算要領」（＊＊＊＊＊＊＊）に基づき，再生資源の利用計画等を施工計画書に含め監督職員に提出し，また，工事完了時には建設副産物の処理結果報告書を監督職員に提出する。 工事現場に搬入するもの　土砂、砕石、加熱アスファルト混合物 施工により発生するもの　建設副産物 建設リサイクル法 ・ 対象工事 落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。 ・ 対象外工事
17．総合調整	※ 本工事において下記の項目の総合調整を行い，報告書を提出する。　・ 別途 総合調整の項目 ・風量調整　⊙ 水量調整　・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　・初期運転状態の記録 ・末端水栓の残留塩素濃度の測定　・し尿浄化槽放流水質の測定 ・機器の絶縁抵抗の測定　⊙ 水圧調整 測定箇所は，監督員の指示による。
18．容量等の表示	(１)機器類の能力，容量等は指示された数値以上とする。 (２)電動機出力，燃料消費量及び圧力損失は，原則として表示された数値以下とする。
19．耐震措置	機器，配管，ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け，取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は，次に揚げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（建設省住宅局建築指導課監修1997年版）による。（下表）

設置場所	設計用標準震度 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0（2.0）	1.5（2.0）	1.5（2.0）	1.0（1.5）
中層階	1.5（1.5）	1.0（1.5）	1.0（1.5）	0.6（1.0）
一階及び地下層	1.0（1.0）	0.6（1.0）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

注（１）設置場所の区分は標準仕様書による。　注（２）（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。
（１）本工事の施設は（・一般の施設　・特定の施設）とする。
（２）地域係数は1.0とする。
（３）100kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し，据付又は取付を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。
（４）重要機器類（高置タンク、受水タンクは機器表による。）
（５）昇降機のつり合おもりブロックの脱落防止は，十分な強度を有する方法で固定し，水平鉛直方向の地震力に対して，つり合おもりが枠から脱落しないようにした構造とすること。

項目	特記事項
20．弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは，機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
21．電線類	本工事では環境配慮の観点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。なお，標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。 （ＥＭ－ＣＥＥＳ，ＥＭ－ＵＴＰ，ＥＭ－ＭＥＥＳ，ＥＭ－ＥＢＴ）
22．溶接部の非破壊検査	対象配管系統　・冷温水　・冷却水　・消火（水用）　・油　・ガス 検査の種類　・浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・放射線浸透検査（ＲＴ）
23．はつり	既存のコンクリート部の床，壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。 Ｘ線検査　※行わない　・行う
24．支持金物・固定金具	（１）ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし，ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 （２）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 （３）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
25．埋戻し土・盛土	図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ⊙ 根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
26．地中埋設標及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお，地中埋設標の設置場所は図示によるほか，屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 (１)給水管　・地中埋設標　⊙ 埋設用表示テープ (２)ガス管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ (３)油　管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ (４)消火管　・地中埋設標　・埋設用表示テープ
27．保温	・主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。 主機械室： ・ダクトの保温の外装は下記による。内装は（・ﾛｯｸｳｰﾙ　・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ）

ダクト保温 区分	場所	外装
屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	主機械室	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・
屋内隠ぺい、ＰＳ内		・アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板

・配管の保湿の外装は下記による。内装は（・ﾛｯｸｳｰﾙ　・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ　・ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ）

配管保温 区分	場所	外装
屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	主機械室	・アルミガラスクロス　・
屋内露出	居室・廊下など	・綿布　・
屋内隠ぺい、ＰＳ内		・アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板　・着色アスファルトプライマー ・アスファルトプライマー　・

項目	特記事項
28．塗装	下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※ 屋外露出　※ 居室
29．防食処理	土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管及び外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手類（砲金製弁・継手を含む）にはペトロラタム系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として，防食処理不要の管材とする。）
30．山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。
31．舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事標準仕様書22章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。
32．他工事との取り合い	図面に特記なき場合は，表「工事区分表」による。
33．公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合，調査票等に必要事項を正確に記入し監督職員に提出する等、必要な協力を行う。また，本工事の工期経過後においても同様とする。 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力する。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておく。 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記同様の義務を負う旨定める。
34．不法無線局の排除	請負者は電波法令を遵守し，不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。
35．工事実績情報の登録	請負代金額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（ＣＯＲＩＮＳ）の登録を行うものとする。
36．予備品等	ヒューズ（温度ヒューズも含む）及び表示灯は予備品として、２０％納入する（種別ごと最低１個）。
38．再使用品の清掃	再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。
39．火気の使用	建物内での火気の使用は原則として行わない。
40．室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し，監督員に報告すること。測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定対象室（　　）、測定箇所数（　　）
41．施工調査	・下記によるほか、改修標準仕様書第１編１．５．１及び１．５．２による。 施工計画調査：調査項目（・　・　）　調査範囲（・　・　）　調査方法（・　・　） 事前調査：調査項目（・　・　）　調査範囲（・　・　）　調査方法（・　・　）
42．あと施工アンカー	（１）あと施工アンカー　※接着系アンカー（接着剤は有機系とする） ※金属拡張系アンカー（※本体打込み式　） （２）試験等　性能確認試験　※行わない　・行う 施工確認　※行う　・行わない
43．既設インサート及びアンカーボルト	既設インサート及びアンカーボルトを　※使用しない　・使用する

仮設工事

項目	特記事項
1．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用、及び官公署等への諸手続きなどの費用は、請負者の負担とする。 既設コンセントの使用　※ 不可　・ 可 既設給水栓の使用　※ 不可　・ 可
2．養生	養生範囲（　　） 養生方法（　　）

空気調和・冷房・暖房設備

1．設計温湿度

	外気 一般系統 温度(DB)	外気 一般系統 湿度(RH)	外気 温度(DB)	外気 湿度(RH)	屋内（調整目標値）一般系統 温度(DB)	屋内 一般系統 湿度(RH)	屋内 温度(DB)	屋内 湿度(RH)
夏期	℃	%	℃	%	２６℃	５０%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	２２℃	４０%	℃	%

項目	特記事項
2．ばい煙濃度計	取付箇所は図示による。
3．煙突	※ 別途　・ 本工事（鋼板厚　mm、高さ　m以上）
4．煙道	※ 煙道径300mm以下は鋼板厚3.2mm，300mmを超えるものは4.5mmとする。　・ 図示による。 （煙道径が400mmを超えるものには，掃除口に蝶番を取り付ける。）
5．ダクトの区分	低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）
6．長方形ダクトの工法	・アングルフランジ工法　・コーナーボルト工法（・共板　・スライド）
7．風量測定口	取付け場所は　・図示した位置　・送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・外気取入れダクト ・風量調整ダンパーの上流又は下流　・空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト
8．チャンバ	(１)内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (２)空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 (３)外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
9．防煙ダンパ	(１)復帰方式　※ 遠隔式（電気式（定格入力DC24V、0.5A以下） (２)復帰動作　※ 順送り　・ 同時
10．配管材料	（１）冷温水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （２）冷却水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （３）蒸気管（給気管）　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ （還水管）　※ 圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40）　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （４）油管、油用通気管　※ 配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ （５）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への給水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （６）空調用排水管　※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （７）冷媒管　※ 断熱材被覆銅管（製造者標準品）　・ 銅管
11．弁類	※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
12．鋼管用伸縮管継手	※ ベローズ形　・ スリーブ形
13．温度計	※ 共通仕様書，標準図による他，図示した箇所に取り付ける。（配管用はＬ形、ダクト用は円形） ・空気調和機，温風暖房機まわりの給気ダクト，還気ダクト及び外気ダクト ・冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各還り管 ・パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口
14．瞬間流量計	※ 着脱可能形（※ 全数　・ 図示による） 着脱可能形の場合，その指示部（・40A用　個　・100A用　個　・250A用　個）を付属する。 ・固定形（止水コック付）　・測定用タッピング（32mmピトー管流量計用）
15．オイルタンク	（１）オイルタンク本体は図示による。 （２）遠隔油用指示計　※ 取付ける　・ 取付けない （３）計量尺は，青銅製，黄銅製又はアルミ製とし，100ﾘｯﾄﾙ実測目盛刻印とする。計量口は錠付とする。
16．積算油量計	図示の箇所に取付ける（熱源機器等）。
17．注油口及び指示ﾎﾞｯｸｽ	標準図（機材6）による。 ・単独形　・共用形（・ローリーアース付）
18．消音内貼り	（１）施工箇所は図示による。 （２）内貼りチャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。 （３）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは別図による。
19．保温	(１)建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む），仕様は冷温水管の項による。 (２)屋外露出配管の保温は，給水設備の項による。 (３)外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　※ 要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・ 不要 (４)排気ダクトの外壁開放部より１m程度保温する。（チャンバーボックスを含む） (５)冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装 屋内露出部　・保温化粧ケース（樹脂製）　・外装なし　・ 屋外　・保温化粧ケース（樹脂製）　・ (６)高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は　mmとする。
20．電気工事の範囲	(１)地震感知器の配管配線　※ 別途　・ 本工事 (２)防煙ダンパと連動制御器迄の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は ※ 別途　・ 本工事
21．塗装	（１）屋内露出裸ダクトの塗装（居室は除く）は　※ 行わない　・ 行う （２）屋内露出冷却水配管の塗装（居室は除く）は　※ 行わない　・ 行う

換気設備

項目	特記事項
1．準拠事項	[空気調和　・ 冷房　・ 暖房設備] の当該事項に準ずる。 ・５　・６　・７　・８　・１６　・１７　・１８
2．開放形湯沸器排気ﾌｰﾄﾞ	※ 別途　・ 本工事
3．厨房用排気ダクト	※ 亜鉛鉄板　・ ステンレス鋼版（SUS304）（板厚は別記による）
4．厨房用排気ﾀﾞｸﾄ工法	※ アングルフランジ工法　・ コーナーボルト工法（共板フランジ又はスライドオンフランジ）
5．厨房用排気フード	(１)フード周囲の天幕（フード面から天井面まで）　※ 取り付ける　・ 取り付けない (２)フードコック　※ 取り付ける　・ 取り付けない (３)材質（天幕とも）　※ ステンレス鋼板（SUS304）
6．多湿箇所の排気ﾀﾞｸﾄ	次の系統のダクトのシールは標準図（施工　４７，４８）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし，水抜き管を設ける。 （　　）
7．塗装	屋内露出裸ダクトの塗装（居室は除く）は　※ 行わない　・ 行う

排煙設備

項目	特記事項
1．ダクト	・亜鉛鉄板製　・鋼板製（1.6mm以上）
2．排煙口の形式	・可動羽根（スリット共）　・可動パネル
3．排煙口解放装置	・可動羽根（スリット共）　・可動パネル
4．排煙風量測定方式	建築設協定期検査業務指導書（（財）日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。

自動制御設備

項目	特記事項
1．中央監視制御	中央監視制御装置の構成機能は別紙による。
2．計装工事の配線	屋外・屋内露出の配線は，図面に特記のない限り金属管配線とする。
3．その他	室内温湿度検出器湯を２個以上併設する場合は，サーモケースを使用する。

衛生器具設備

項目	特記事項
1．大便器洗浄弁	不凍結節水弁付とする。
② 便器洗浄用タンク	㊟ 手洗なし　・ 手洗付
3．小便器節水装置	※ 節水装置（機能は別図による）　・ 押ボタン式（不凍結節水弁付）
4．小便器洗浄管	※ 埋込　・ 露出
5．付属水栓	吊りこま式（節水こま式）とする。
6．自動水栓	電源供給方式（・ＡＣ１００Ｖ　・乾電池）
7．大便器耐火カバー	設ける（ピット内を除く）
8．注記板	対象器具（　　）

給水設備

項目	特記事項
① 量水器	(１)親メーター　㊟ 措用　・ 買取り　(２)子メーターは　※ 買取り
2．量水器桝	(１)親メーター用　※ 水道事業者の指定品　・ 標準図（機材６１） (２)子メーター用　※ 標準図（機材６１）　・ 水道事業者の指定品
3．配管材料	(１)一般用 ・ステンレス鋼管（拡管） ⊙ 塩ビライニング鋼管（・ＶＡ　・ＶＢ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（・ＰＡ　・ＰＢ） ・ (２)土間配管用（厨房，浴室等のシンダー内含む） ・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・ (３)屋外土中用 ・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６拡管） ⊙ 塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　6742）（ＶＰ） ⊙ 〃（ＨＩＶＰ） ・ポリエチレン管 ・水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ・
4．不凍水栓柱	化粧ケーシング（・ アルミ合金製　・ 合成樹脂製）
5．壁埋込型散水栓ﾎﾞｯｸｽ	鍵付とする。
6．弁類	(１)水道直結部分　※ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　・ 水道事業所の規定による　Ｋ (２)その他の部分　※ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
7．給水栓	(１)屋内（※ 一般水栓　・ 耐寒水栓）　(２)屋外（※ 耐寒水栓　・ 一般水栓） 湯沸室，台所，厨房用水栓は泡沫式とする。
8．埋設深さ	(１)一般敷地内（800 m以上）　(２)敷地内車両道路（　m以上） (３)公道部分（※ 水道事業者及び道路管理者規定による）
9．保温	(１)量水器桝内の保温を行う。 (２)屋外露出管（弁，フランジ類を含む）は，共通仕様書第２編表2.3.5e3(ﾊ)とし，厚さは，呼び径25mm以下のものは50mm，呼び径32mm以上のものは40mmとする。
10．埋設弁開閉用ﾊﾝﾄﾞﾙ	本工事に　※ 含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・ 含まない
11．水道加入金等	水道加入金　・ 要（・ 本工事　⊙ 別途）　・ 不要 ・ その他（　　）　・ 要（・ 本工事　・ 別途）
12．その他	給水管の最小口径は20mmとする。ただし，器具接続部分を除く。

排水設備

項目	特記事項
1．配管材料	(１)屋内汚水管 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・コーティング鋼管 ・メカニカル形排水鋳鉄管 ・鉛管 ⊙ ビニル管（ＶＵ） ・ (２)屋内雑排水管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・排水用塩ビライニング鋼管（厨房用排水管） ・排水用タールエポキシ塗装鋼管（厨房用排水管） ⊙ ビニル管（ＶＵ） (３)屋外土中汚水，雑排水管 ・コンクリート管（１種Ｂ形） ・ビニル管（・ＶＰ・ＶＵ・再生ＶＵ） ・ (４)土間配管用 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・コーティング鋼管 ・ビニル管（ＶＰ） ・ (５)通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・排水用塩ビライニング鋼管 ・ビニル管（ＶＰ）
2．排水桝	・桝リストは図面番号（　　） (１)材料　・ＲＣ　⊙ 硬質塩化ビニル　・ポリプロピレン　・ＳＣ (２)ふた　⊙ 鋳鉄製（・ＭＨＡ　・ＭＨＢ　・Ｔ８Ａ　） ⊙ 樹脂製 ※ 県マーク，流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてＳＵＳチェーン付 (３)規格　・下水道協会（ＪＳＷＡＳ）　・排水設備用樹脂製桝協会（ＨＭＳ） ・市町村別基準（・ 有　・ 無）
3．グリース阻集器	・ＦＲＰ製（　Ｌ）　・ＳＵＳ製（　Ｌ）　詳細は図示。
4．満水試験継手	図示の箇所に取付け、満水試験を行うこと。
5．試験	・衛生器具などの取付完了後，排水試験又は通水試験を行う。 ・衛生器具などの取付完了後，煙試験を行う。
6．放流負担金等	・不要　・要（・ 別途工事　・ 本工事）
7．基礎材	※ 再生クラッシャーラン
8．その他	

給湯設備

項目	特記事項
1．配管材料	・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４拡管）　・耐熱性ライニング鋼管　・銅管　・被覆銅管 ・保温付被覆銅管　<膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む。>
2．弁類	給水設備の当該事項による。
3．湯沸器の排気筒	厚さ0.5mm以上のステンレス鋼板製とする。
4．保温	湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。（ｈ・(ｲ)・ＶⅡ）

消火設備

項目	特記事項
1．配管材料	(１)一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ40） (２)地中埋設部 ・外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ） ・〃（ＳＧＰ－ＰＳ） ・〃（ＳＴＰＧ－370ＶＳ） ・〃（ＳＴＰＧ－370ＰＳ） (３)二酸化炭素用 ・圧力配管用炭素鋼鋼管（継目無管）（Ｓｃｈ80）
2．消火栓開閉弁	・ＪＩＳ10Ｋ　・ＪＩＳ20Ｋ
3．保温	(１)屋外露出管については給水管に準ずる。 (２)充水タンクの保温　・施工しない　・施工する (３)消火配管の保温　屋内消火栓　・施工しない　・施工する スプリンクラー　・施工しない　・施工する
4．消火器類	(１)消火器　種別　・数量（　　） (２)消火器収納箱　仕様　・材質　・数量（　　）

厨房機器設備

項目	特記事項
1．厨房機器類	図示による（材質などは共通仕様書による）。ただし，寸法は参考とする。
2．付属制御盤	器具付属の制御盤は，製造者規格品とする。

ガス設備

項目	特記事項
1．配管材料	(１)一般 ※ 配管用炭素鋼鋼管（白）　※ ポリエチレン被覆鋼管 ・圧力配管用炭素鋼鋼管　・配管用炭素鋼鋼管（白） ・鋼管　・塩化ビニル被覆鋼管 ・　・ガス用ポリエチレン管
2．都市ガス	(１)ガスメーター 親メーターはガス事業者より借用，子メーターは買い取りとする。 (２)引込み負担金　・不要　・要（・ 別途工事　・ 本工事）
3．液化石油ガス	(１)ガスボンベ　※ 借用　・ 買い取り　（・10kg　・20kg　・50kg　本） (２)ガスメーター　親メーターはガス事業者より借用，子メーターは買い取りとする。 (３)集合装置　・標準図（施工７０）による（　本組） (４)転倒防止等　・標準図（施工７１）{・（ａ）　・（ｂ）}　・ﾎﾞﾙﾄ，ﾁｪｰﾝ等はSUS製とする。
4．ガス漏れ警報器	図示の場所に取付ける（・ 分離形　・ 一体形）　・ 別途電気工事 外部出力端子（・ あり　・ なし）
5．埋設深さ	(１)一般敷地内（　m以上）　(２)敷地内車両道路（　m以上） (３)公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による）
6．その他	配管工事は，原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　　）

表１「完成書類」　本工事終了後下記の書類を提出すること。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
① 完成調書	営繕工事完成引渡要領 （作成は，主たる請負業者が，他の工事および監督員の協力を得て取りまとめる。）	１部	⑦ 工事写真 ①工事施工写真	Ａ４版 チューブ式ファイル 工事施工写真は，履行写真（着手前写真と完了写真）並びに施工状況写真とで構成される。	２部
② 完成図 ①黒表紙金文字製本	Ａ４版 （4 機器完成図，5 取扱説明書とまとめて１冊にしてもよいが，厚さ８０mmを越える場合は分冊とする。）	１部	②完成写真	Ａ４版 ペーパーファイル 完成届に添付	２部
			③マイクロフィルム	３５mm　ＭＦフォルダー 営繕課保管用	１部
②青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り）	２部	⑧ 工事週報	Ａ４版 チューブ式ファイル	１部
③青焼き二つ折り製本（縮小）	Ａ４版（Ａ３版二つ折り） １部は営繕課保管	２部	⑨ 工事打ち合わせ議事録	Ａ４版 チューブ式ファイル	１部
④原図	三つ折りケース収納	１部			
③ 施工図 ①青焼き二つ折り製本	Ａ２版（Ａ１版二つ折り） （施工図の枚数が少ない場合は，完成図の二つ折り製本と合本可）	１部	⑩ 工事に関する承諾確認書 ①施工計画書 ②施工要領書 ③確認書・承諾書 ④協議書 ⑤安全に関する書類 ⑥建設廃棄物ﾏﾆﾌｪｽﾄ	Ａ４版 チューブ式ファイル	１式
②原図	三つ折りケース収納	１部			
４ 機器完成図	Ａ４版 チューブ式ファイル （２ 完成図と合本可）	１部	⑪ 各種保証書	Ａ４版 チューブ式ファイル	１部
⑤ 取扱説明書 ①保守に関する案内書 ②機器別取扱説明書 ③緊急連絡先一覧	Ａ４版 チューブ式ファイル （２ 完成図と合本可）	１部	⑫ その他 ①機器試験成績書 ・機材材質証明書 ・機材検査試験報告書 ・工場検査報告書 ・工場立会検査報告書 ②現場試験成績書 ・工事別試験報告書 ・総合運転および試験報告書		１部
⑥ 管理の手引き ①工事概要書 ②機器完成図 ③機器別取扱説明書 ④保守に関する案内書 ⑤緊急連絡先一覧表	Ａ４版 チューブ式ファイル	１部			

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で，機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で，対象品の寸法形状，諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。これらのものについては，その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

Horiguchi Architect & Associates
堀口設計事務所

Checked

Title　平成17年度 消防団基幹詰所　改築工事　[第１分団基幹施設]

Drawing Title　機械設備工事(改修)　特記仕様書

Sheet No.　M- 1 ／ M- 4

整理番号　05015